

※法令の名称は法律を除き仮称

法律

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

法律

社会福祉法

政令

女性相談支援センターに関する政令 (旧婦人相談所に関する政令)

(主な内容の例)

- 女性相談支援センターの所長の要件
- 国が自治体に対して負担する費用の範囲
- 女性相談支援センターの包括委任規定

省令

困難な問題を抱える女性への支援に 関する法律施行規則 (新設)

(主な内容の例)

- 一時保護の要件
- 民間団体と協働して行う支援の方法

省令

女性自立支援施設の設備及び 運営に関する基準 (旧婦人保護施設の設備及び運営に関する基準)

(主な内容の例)

- 女性自立支援施設の設備基準
(構造設備、居室の最低面積等)
- 女性自立支援施設の人員配置基準
(施設長の要件、職員配置等)
- 入所中の支援
(自立促進計画、保健衛生、給食等)

告示

困難な問題を抱える女性 への支援のための施策に関 する基本的な方針 (新設)

告示

困難な問題を抱える女性 への支援に関する法律第 九条第七項の規定に基づ き厚生労働大臣が定める 基準 (新設)

- 一時保護を委託できる者
の基準

告示

女性自立支援施設の設備及び運営に関する基 準第○条の規定に基づき厚生労働大臣が定める 給付金

(旧婦人保護施設の設備及び運営に関する基準第十四
条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金)

- 施設の設置者が区分管理しなければならない給付
金の種類